

抹消登録による自動車税種別割の還付について

抹消登録をすると、翌月以降の税額が還付されます

抹消登録とは??

運輸支局で行う手続きで、以下の3種類があります。

- ①一時抹消登録
…車の登録を一時的に停止し、公道を走行できなくする場合
- ②永久抹消登録
…車を解体した時、いわゆるスクラップの場合
- ③輸出抹消登録
…車を海外に持ち出す場合

例えば...

1年間の自動車税種別割が36,000円の普通自動車を一時抹消し、6月10日にその手続きが完了した場合、27,000円の還付金を受け取ることができます。

$$36,000円 \times 3/12ヶ月 = 9,000円$$

$$36,000円 - 9,000円 = \underline{27,000円}$$

※ 注意 ※ 名義変更では還付金は発生しません

自動車の名義変更（譲渡した場合など）をされた場合には、4月1日現在の名義人に1年分まとめて課税されます。年度途中で名義を変更する際は、自動車税種別割の負担について、当事者同士でよく相談してください。

抹消登録の手続き方法など、詳しくは管轄の運輸支局にお尋ねください。

【還付金についてのお問い合わせ先】

奈良県自動車税事務所 自動車税第1課 0743-51-0081
自動車税第2課 0743-57-0300

【抹消登録についてのお問い合わせ先】

奈良運輸支局 050-5540-2063